

平成28年度 衣浦六市高齢者福祉担当係長・担当者会議次第

日時 平成28年11月7日(月)
午後3時～午後5時
場所 知立市役所 第10会議室

1. あいさつ

2. 自己紹介

3. 議題

4. その他

平成28年度 衣浦六市高齢者福祉担当係長・担当者会議 出席者名簿

	市	課名 係名	職名	フリガナ 氏名	現職年数
1	碧南市	高齢介護課 高齢福祉係	係長	ヤマダ ミツノリ 山田 光則	3年7月
2	碧南市	高齢介護課 高齢福祉係	担当係長	ノグチ ヨシヒロ 埜口 義広	0年7月
3	刈谷市	長寿課 高齢福祉係	係長	マツウラ アキコ 松浦 章子	1年7月
4	刈谷市	長寿課 高齢福祉係	主事	オオニシ ショウ 大西 翔	0年7月
5	刈谷市	長寿課 管理係	係長	ヤマナカ ユウゾウ 山中 裕三	1年7月
6	刈谷市	長寿課 管理係	主事	イトウ ミズキ 伊藤 瑞貴	1年7月
7	安城市	高齢福祉課 地域支援係	係長	シミズ ヒロアキ 志水 浩秋	0年7月
8	安城市	高齢福祉課 地域支援係	主事補	モリサワ アサミ 森澤 有咲美	0年7月
9	西尾市	長寿課 地域支援担当	主任主査	スズキ ヒトミ 鈴木 仁實	2年7月
10	西尾市	長寿課 高齢者福祉担当	主任主査	ハンジ サチコ 判治 幸子	3年7月
11	西尾市	長寿課 高齢者福祉担当	主査	アライ カツユキ 新井 克幸	0年7月
12	高浜市	福祉まるごと相談 グループ	主査	ヤマモト シズエ 山本 静江	0年7月
13	高浜市	福祉まるごと相談 グループ	主事	モウリ マサトシ 毛利 雅俊	1年7月
14	知立市	長寿介護課 長寿係	課長補佐	ノムラ ノリコ 野村 教子	0年7月
15	知立市	長寿介護課 長寿係	主事	モリヤ サキ 守谷 紗貴	2年7月
16	知立市	長寿介護課 長寿係	主事補	ヤマモト カズヒロ 山本 和弘	1年7月

平成28年度衣浦六市高齢者福祉担当係長・担当者会議議題

各市提出議題一覧表

議題番号	議題内容	提出市名
議題1	緊急通報の契約について	碧南市
議題2	老人クラブ活動について	碧南市
議題3	やむを得ない措置について	碧南市
議題4	生活支援ハウスの利用状況について	碧南市
議題5	身元不明高齢者の対応について	刈谷市
議題6	敬老事業について	安城市
議題7	措置に至らない困難ケースについて	知立市
議題8	認知症高齢者搜索模擬訓練について	知立市
議題9	地域包括支援センターについて	知立市

議題1 緊急通報の契約について
(提案市名: 碧南市)

内容・提案理由等	<p>(1) 緊急通報システムの事業の委託先は。</p> <p>(2) 契約方法は。</p> <p>(3) 随意契約ならばその理由は。</p>
碧南市	<p>(1) シーモス名古屋</p> <p>(2) 平成29年5月31日までの長期随意契約(5年間)</p> <p>(3) ア. 利用者の利便性 イ. 営業所が近く対応が迅速 ウ. 機器の取り替えにコストがかかる</p>
刈谷市	<p>(1) ALSOKあんしんケアサポート株式会社</p> <p>(2) 随意契約</p> <p>(3) ①既設、及びSL6号～8号等の新しい機器にも対応可能なシステムを有していること。 ②全国9箇所に通報センターを有し、大災害時における対応に優れていること。</p>
安城市	<p>(1) 富士通ソーシャルライフシステムズ(株)</p> <p>(2) 随意契約</p> <p>(3) 現在、利用している富士通ソーシャルライフシステムズ(株)の緊急通報装置は、急病時に救急車の搬送依頼を行うなど緊急時対応の機器として設置しており、利用の実績もあり信頼できます。また、利用している高齢者は要支援・要介護状態など心身に問題のある高齢者が多くおり、機器を変更した場合、使い方がわからなくなる高齢者が出てくるのが想定されるため、今後も引き続き富士通ソーシャルライフシステムズ(株)を利用していく方針。</p>
西尾市	<p>(1) 株式会社 シーモス名古屋</p> <p>(2) 随意契約</p> <p>(3) 平成24年度から業務を委託しており、円滑に行われていること。他社へ変更となると、高齢者宅に設置している端末機を変更することになり、高齢者への説明も困難で多額の工事費も必要になる。</p>
高浜市	<p>(1) (株)シーモス名古屋</p> <p>(2) 随意契約</p> <p>(3) 他の業者に移行する場合は全ての機器を交換する必要があり、利用者(約200名)が新しい機器の設置や利用方法において混乱してしまうおそれがあるため。</p>
知立市	<p>(1) ALSOKあんしんケアサポート(株)</p> <p>(2) 随意契約</p> <p>(3) 知立市内にすでに約430台機器を設置しており、業者の変更が困難なため。</p>

議題2 老人クラブ活動について
(提案市名: 碧南市)

内容・提案理由等	<p>(1) 会員以外への生活支援サービスを実施または検討しているか。</p> <p>(2) 老人クラブによる新総合事業への参入また検討がなされているか。</p>
碧南市	<p>(1)、(2)どちらも現段階では検討していない。</p>
刈谷市	<p>(1)現在、老人クラブとしての生活支援サービスは実施していない。今後検討していきたい。</p> <p>(2)今後検討していきたい。</p>
安城市	<p>(1)生活支援サービスに関しては、老人クラブの活動以外で実施を検討しています。</p> <p>(2)現在、参入予定はありません。</p>
西尾市	<p>(1)会員以外への生活支援活動は実施していません。また、検討もしていません。</p> <p>(2)検討しておりません。</p>
高浜市	<p>(1)実施、検討ともにしていない。</p> <p>(2)参入、検討ともにしていない。</p>
知立市	<p>(1)会員以外への生活支援サービスは実施しておらず、検討中です。</p> <p>(2)参入の予定はありません。</p>

議題3 やむを得ない措置について
(提案市名: 碧南市)

内容・提案理由等	<p>(1) 実績は。(平成25～27年度)</p> <p>(2) 施設側との、取り決め、地区割り、優先順または契約などの事前対応を行っているか。</p>
----------	---

碧南市	<p>(1) 実績 平成25年度:1名 平成26年度:0名 平成27年度:0名</p> <p>(2) 現在、施設側との取り決めはない。</p>
-----	---

刈谷市	<p>(1) 実績はなし。(2) 取り決めは無し。対象者が要介護認定者であれば、市内の特養等へ相談してロングショートステイの受入の検討を施設と行なう。要介護認定者でなければ、生活支援ハウス等の活用を検討。対象者の資力等が少ない場合は、同時に生活保護担当者へ相談。</p>
-----	---

安城市	<p>(1) 平成25年度:0名 平成26年度:1名 平成27年度:2名 (各年度実人数)</p> <p>(2) 各ケースの状況に応じて施設側と相談、確認した上で対応しており、地区割り、優先順等の取り決めは特にはしていません。</p>
-----	---

西尾市	<p>(1) 平成27年度に1件措置している。</p> <p>(2) やむを得ない場合の緊急保護について、入所期間・料金負担などを養護老人ホームと、平成20年に覚書の締結をしている。</p>
-----	---

高浜市	<p>(1) 25年度:0件 26年度:0件 27年度:1件</p> <p>(2) 特別な取り決め等はありません。特別養護老人ホームと連絡を密に行い対応します。</p>
-----	--

知立市	<p>(1) H25～27年度とも実績なし。</p> <p>(2) 地区割り、優先順等の具体的事項までは検討していないが、毎年措置者が出た場合受け入れ可能かどうか確認している。</p>
-----	--

議題4 生活支援ハウスの利用状況について
(提案市名: 碧南市)

内容・提案理由等	<p>(1) 居室数(定員)は。 (2) 予算は。 (3) 利用実績は。(平成25～27年度) (4) 利用方法は。(回答例 3ヶ月以内に決めている。長期利用者もいる。など) (5) 苦慮していることは。</p>
碧南市	<p>(1) 10人 (2) 委託料 9,555,000円 (3) 平成25年度末5名、平成26年度末4名、平成27年度末3名 (4) 特に決めていない。 (5) 入所に至る問題が解決したものの、直ぐに退所にならず、そのまま長期入所となり対応に苦慮しているケースがある。また入所中に本人と身元保証人が疎遠になってしまい、次の行先を決める際に苦慮するケースがある。</p>
刈谷市	<p>(1) 居室数は10室。(1室1名) (2) 委託料として、8,780,000円 (3) 平成25年 12名(利用人数)1714日(延べ利用日数) 平成26年 7名(利用人数) 679日(延べ利用日数) 平成27年 1名(利用人数) 91日(延べ利用日数) (4) 3ヶ月以内を基本とし、最長6ヶ月 (5) 利用者のケア(専属がないため。)</p>
安城市	<p>(1) 10名 (2) 委託料 8,700千円 (3) 平成25年度 実人数 5名 利用延べ日数 549日 平成26年度 実人数 5名 利用延べ日数 311日 平成27年度 実人数 4名 利用延べ日数 397日 (4) 原則6か月以内の利用 (5) 各ケースでの実際の入居に至るまでの対応、及び退居までの支援</p>
西尾市	<p>(1) 7人 (2) 平成28年度は7,094,000円 (3) 16人 (4) 入居期間は原則6ヶ月。その後、本人の状況によって延長もある (5) 特にありません。</p>
高浜市	<p>(1) 10人 (2) 0円(現在利用休止中のため) (3) 新規利用者数 平成25年度:0人 平成26年度:1人 平成27年度:0人 (4) 長期利用者もいる (5) 長期利用者への対応</p>
知立市	<p>生活支援ハウスを設けていません。</p>

議題5 身元不明高齢者の対応について
(提案市名: 刈谷市)

内容・提案理由等

刈谷市では徘徊高齢者SOSネットワーク事業として、行方不明高齢者が発生した場合の対応を行っているが、身元不明高齢者が保護された場合の対応について定まっていない。他市で身元不明高齢者が保護された場合のマニュアルなどがあれば情報提供いただきたい。

刈谷市

碧南市

マニュアルはない。
SOSネットワーク事業の中で、事前登録制度がある。
徘徊の可能性のある高齢者について、写真付きで登録いただき、身元不明の高齢者が保護された場合に、確認ができる体制をとっている。

安城市

今年の6月から運用開始になっている見つかる・つながるネットワークにおいて、身元不明者を見つけた場合について身元確認までの流れは決めています。が、判明しなかった後の対応については、ケースごとに対応が分かれるので、マニュアル化していません。身元が判明しなかった場合においては、状況によって、養護老人ホームへの入所などそれぞれの要件に当てはまれば手続きをとっていきます。

西尾市

西尾市も、身元不明高齢者が保護された場合のマニュアルは特にありません。

高浜市

マニュアル等はありません。

知立市

身元不明高齢者が保護された場合のマニュアル等を作成していません。

議題6 敬老事業について
(提案市名: 安城市)

内容・提案理由等
今後ますます進行する高齢化に伴い、削減は必須だと思われる。今後の見通しは。安城市ではH29～似顔絵展・祝い金・花束を削減予定。

安城市

碧南市
現在、敬老事業についての見直しは検討していない。
・敬老会補助事業は、地区への補助金として数え80歳以上の高齢者を対象に、1人1,000円を交付している。平成24年度までは1人1,500円であった。
・敬老金支給事業は、満85歳、90歳、95歳、99歳に1万円、100歳以上には2万円の支給をしている。満85・90歳は民生委員にて、95歳は高齢介護課職員で、99歳以上は市長等で高齢者宅慰問にて配布している。平成24年度までは満87歳にも敬老金支給していたが廃止した。
・その他の市の事業として、99歳の方を広報に写真掲載するなどの事業を行っている。

刈谷市
H27～H28における見直しについては別紙のとおり。
H29～市、社協職員による満99歳以上個別訪問について、見直しを検討中。

西尾市
平成29年度は、平成28年度ベースで見積っています(数え100歳以上:10,000円+祝品、数え88歳:10,000円、敬老会委託料:77歳以上を対象に1人につき1,100円、さらに敬老会を開催した場合には、1人につき400円)。
ただ、削減は、必須であると考えています。

高浜市
市独自の敬老事業は実施していない。
県・国の祝い品を市長と担当で訪問して配布している。(希望者のみ)

知立市
見直しの予定はありません。
【参考:敬老事業の実施内容】
(1)敬老金支給事業
・市内最高齢者:商品券3万円分
・数え100歳:現金3万円
・数え88歳:現金1万円
・数え80歳:現金5千円
支給方法としては、市内最高齢者、数え100歳、市内特別養護老人ホーム入所者については、市長が訪問し配布。数え88歳、数え80歳については民生委員が配布。
(2)敬老委託事業
老人クラブ連合会に委託し、市内単位老人クラブごとに敬老事業を実施。委託金額は老人クラブ加入者一人あたり650円で算定。

議題8 認知症高齢者搜索模擬訓練について
(提案市名: 知立市)

内容・提案理由等

認知症高齢者搜索模擬訓練を実施したことがありますか。ある場合、詳細(実施年月日、場所、実施者、訓練内容、参加人数、課題等)についてご教授ください。

知立市

実績はありません。平成29年度に認知症高齢者搜索模擬訓練を実施予定のため、過去に実施されたことがある市に詳細を伺いたと思います。

碧南市

- 1 実施者:各地区
- 2 実施内容
徘徊高齢者役が実際に町内を徘徊し、参加者が搜索依頼メールを受信して、搜索・発見・通報までを体験する。認知症高齢者との接し方などについて学ぶ。
- 3 過去の開催実績
 - (1)平成25年度 鶴ヶ崎地区徘徊搜索模擬訓練
日時 平成25年11月22日(金)13時30分から15時30分まで
参加人数 25名
 - (2)平成26年度 中山地区徘徊搜索模擬訓練
日時 平成26年11月20日(木)13時30分から15時30分まで
参加人数 45名
 - (3)平成27年度 伏見屋地区徘徊搜索模擬訓練
日時 平成27年7月5日(日)9時00分から11時30分まで
参加人数 70名
- 4 課題
平成28年度以降、実施予定がない。各地区の連絡委員を通じて、周知を行う予定。模擬訓練への参加者が地区役員等に限られ、なかなか広まりをみせない。

刈谷市

実施日:平成28年10月23日(日)
場所:福祉健康フェスティバルの会場内(総合文化センター周辺)
実施者:長寿課と包括が協同で、フェスティバル来場者を対象として実施。
内容:ゼッケンを着用した高齢者役が会場内を1時間ほど徘徊。参加者は搜索・声掛けし、その結果を本部テントへ報告する。
参加人数:各回約50人へチラシを配布し、そのうち第1回は6名、第2回は7名の報告があった。
課題:参加者を増やすための工夫、単独イベントとして実施の検討

安城市

平成27年度に1回開催。平成28年度は各中学校区1回開催を予定。(別添予定表参照)
市役所の地域包括ケア推進員、各地区の地域包括支援センター、地区社会福祉協議会で開催場所や方法について協議し、計画を立てて実行しています。
イベントの一部での開催では、参加人数を事前に把握することが難しいため、参加希望者が集中した場合、趣旨や制度の啓発等する時間が限られるので工夫が必要と考えます。

西尾市	認知症高齢者搜索模擬訓練を実施したことはありません。
高浜市	<p>当市では平成27年8月より、認知症高齢者等が徘徊等で行方不明になった際に、事前に登録していただいた市民の方に搜索協力依頼メールを配信する「高浜市認知症高齢者等見守りSOSネットワーク事業」を開始しています。</p> <p>それに先立ち平成27年3月に吉浜地区をモデル地区として、実際のSOSメール配信システムを利用し模擬搜索訓練を実施し、当日は地域住民、吉浜まちづくり協議会関係者、介護サービス事業者等約75人の参加となりました。訓練後に反省会も行い、日常の中でそのような方をみかけた際に声かけができるのか、搜索依頼に時間と手間がかかり過ぎではないか等の意見が出ました。</p>

議題9 地域包括支援センターについて
 (提案市名: 知立市)

内容・提案理由等	知立市では地域包括支援センターを委託で運営しており、H29年度の委託契約書の見直しを予定しています。委託で運営している地域包括支援センターがありましたら、平成28年度の委託契約書の様式をご提供ください。
----------	---

知立市	別紙のとおり。
-----	---------

碧南市	別資料参照。
-----	--------

刈谷市	別紙のとおり
-----	--------

安城市	添付資料のとおり。
-----	-----------

西尾市	別紙のとおり
-----	--------

高浜市	当市は直営で運営しています。
-----	----------------

安城市見つかるつながるネットワークについて(概要)

*協力機関等とは今後調整をする。

●趣旨

2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれており、特に認知症に関しては、高齢者の5人に1人が認知症になると言われている。

安城市では2020年に超高齢社会を迎えることが予想されており、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んでいる。そのなかで地域における見守り体制、認知症に関する専門職による早期の支援、認知症の理解に関する研修等さまざまな取組を展開しており、そのひとつとして徘徊のおそれのある人が行方不明になった場合に早期発見、事故の未然防止ができるようネットワークを構築する。

●概要

- ・徘徊等により行方不明になるおそれのある人を事前に市役所に登録し、登録番号の入ったシールを配布。登録内容を市、警察で共有。
- ・行方不明になった場合は情報を原則公開とし、登録時の届出内容(情報提供先)に応じて情報提供を行う。
- ・身元不明者を見つけた場合は、安城警察署に通報するとともに、市役所に連絡し、市役所から情報提供を行う。

【登録対象者】

認知症高齢者、若年性認知症の人、障害手帳(身体・精神・療育)所持者

【事前登録の申し込み】(申込書は別紙)

認知症高齢者、若年性認知症の方

高齢福祉課地域支援係、各地域包括支援センター、各在宅介護支援センター
障害者手帳(身体・精神・療育)をもっている人

障害福祉課障害福祉課係、障害相談支援事業所ふれあいサービスセンター

*施設入所者も対象であるが、親族等の同意を得てから登録。

【登録情報の管理】

高齢福祉課で一元管理。

地域包括(在宅)支援センター、障害福祉課で受け付けた届出書は高齢福祉課へ提出。

高齢福祉課は、基本的は受け付けた翌日に安城警察署に届出内容を提供。

【シール】事前に地域包括(在宅)支援センターに20シート程度渡します。

登録時に配布。届出者1名につき20枚(1シート)

靴や杖、シルバーカー、自転車などに貼れるよう反射材を使用

シールには「安城市」「登録番号」、QRコードが明記(4ページ参照)

シールについては4ページを参照

1.5cm×4cm位

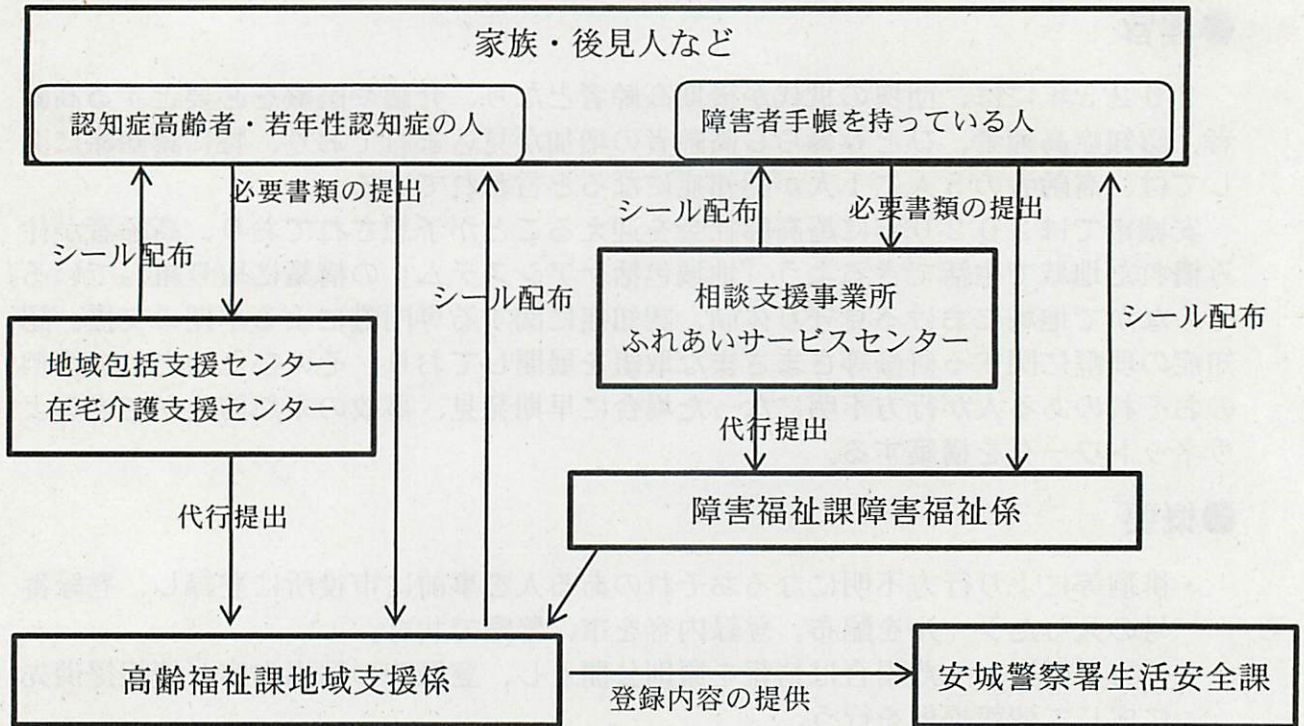
安城市

001

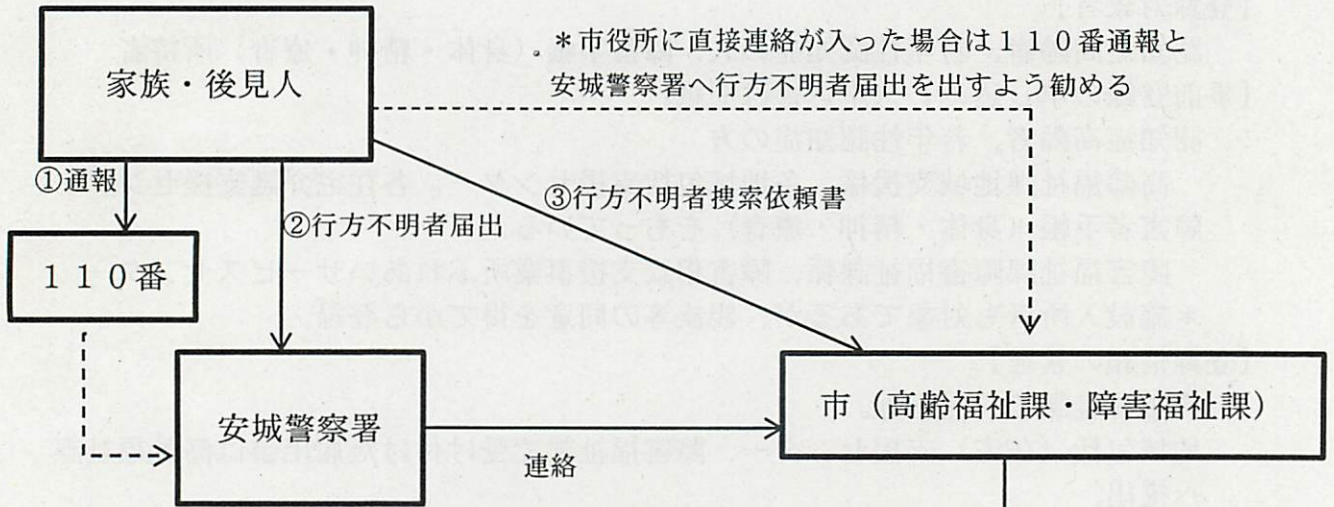
QR

●ネットワークの流れ

A 登録時



B 行方不明時

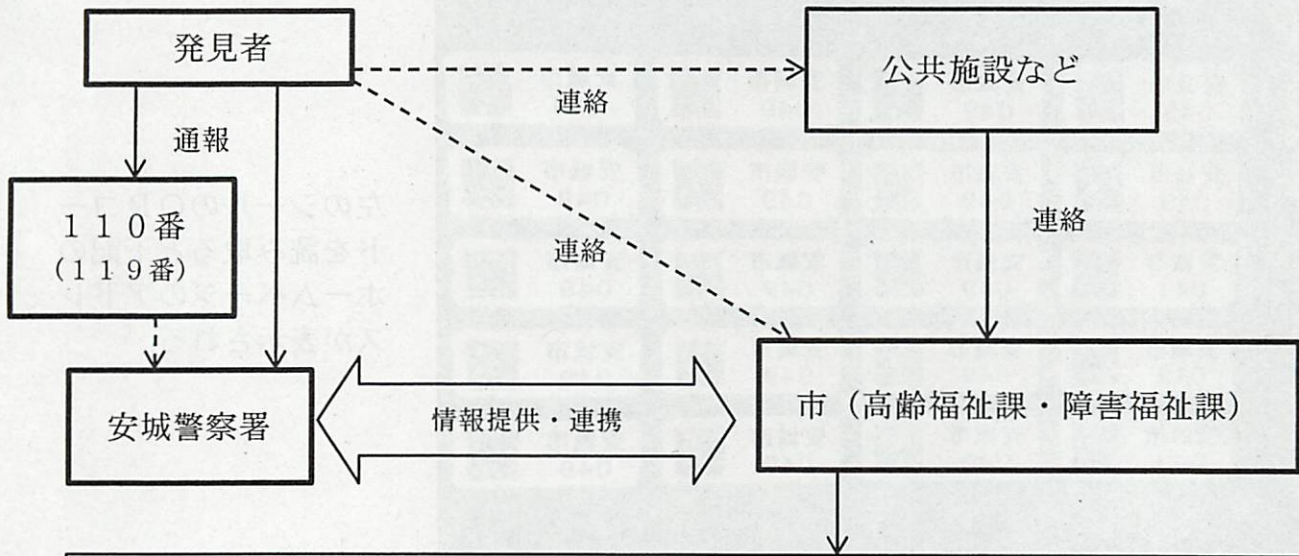


【公開】登録時の情報提供段階に応じて情報提供先に情報提供。

注意…行方不明時に情報提供先を家族等に再度確認する。

- ①公共施設、市内消防署（4署）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター
- ②上記①+市内医療介護福祉関連の事業所、全町内会、安全・安心メールによる配信、関連ウェブサイト掲載、ケーブルテレビやFMでの放送
- ③上記①②+近隣市役所への協力依頼
- ④制限なし 民間等協力機関へ周知

C 発見時

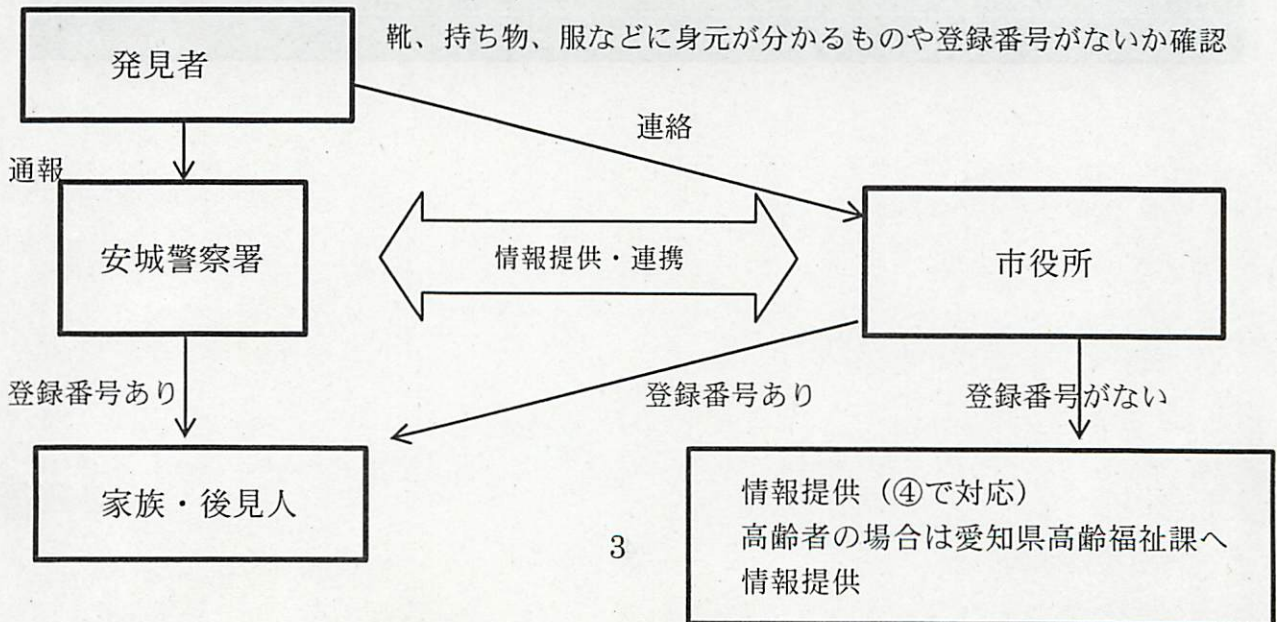


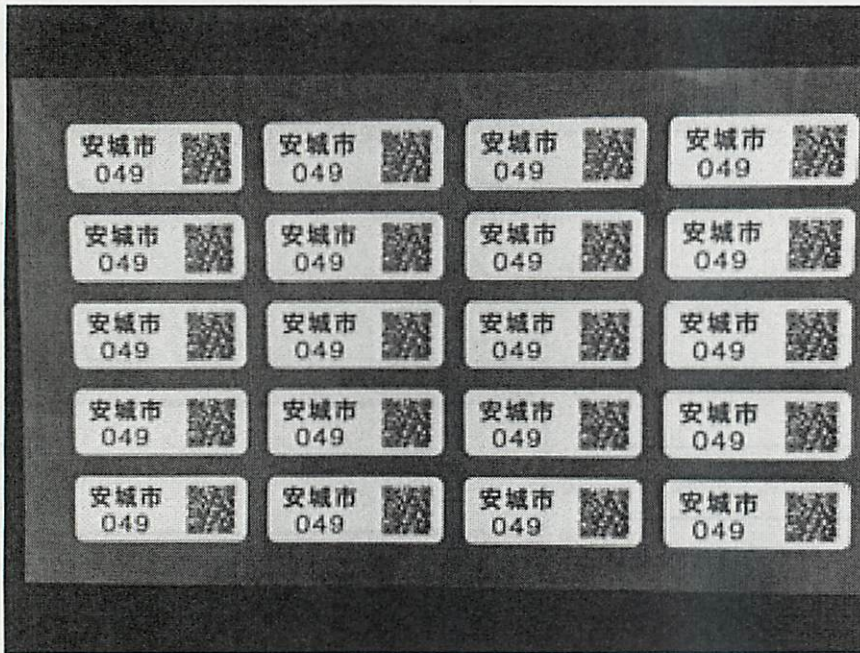
【情報のフィードバック】行方不明時に情報提供した機関等へ発見の報告

- ①公共施設、市内消防署（4署）、社会福祉協議会、地域包括支援センター、在宅介護支援センター
- ②上記①+市内医療介護福祉関連の事業所、全町内会、安全・安心メールによる配信、関連ウェブサイト掲載、ケーブルテレビやFM局
- ③上記①②+近隣市役所
- ④制限なし（民間等協力機関への周知）



*協力機関とは（公開時の情報提供先）*見守り協定締結の方向
 コンビニ、金融機関、新聞販売店、郵便局（14箇所）、駅、牛乳宅配業者
 あんくるバス運行会社、タクシー会社、ガソリンスタンド、KATCH、PitchFMなどを想定。今後調整をしていく。

D 身元不明者を見つけた場合





左のシールのQRコードを読み取ると下記のホームページのアドレスが表示される。


安城市  

文字サイズ変更 [拡大](#) [縮小](#) [色の変更・音声読み上げ](#) [検索の仕方](#) [携帯用](#) [サイトマップ](#)

日本語 | English | 繁体中文 | 繁體中文 | 한국어 | português | español | Wikang Tagalog

[ホーム](#) [暮らす](#) [学ぶ](#) [楽しむ](#) [事業者向け](#) [市政情報](#) [組織・部署一覧](#)

[ホーム](#) > [見つけるつながるネットワーク](#)

見つけるつながるネットワーク 

このシールを貼った人が迷っていたり困っていたら安城警察署0566-76-0110または安城市役所高齢福祉課0566-71-2223へ連絡をお願いします。

お問い合わせ

福祉部高齢福祉課地域支援係

電話番号:0566-71-2223 ファクス番号:0566-76-1112

[ページの先頭へ戻る](#)

[このサイトについて](#) [プライバシーポリシー](#)

安城市役所 〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号 電話番号 0566-76-1111(代表) ファクス番号 0566-76-1112

開庁時間 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分(休日・年末年始を除く)まで

Copyright © Anjo City. All Rights Reserved.

閉庁時（夜間・休日）の市役所の対応

1 当直室に家族等から連絡が入ったら

- ①当直室職員が、当直対応マニュアルに基づき、高齢福祉課担当者に連絡をする。
- ②連絡を受けた担当職員は、当直室から聞いた家族等の連絡先に連絡を入れる。
- ③家族等に110番通報と警察署に行方不明者届出の届出をするよう伝える。
- ④早急な情報提供を家族が希望する場合は、電話等にて状況の確認と行方不明者捜索依頼書（様式第3）の作成を行う。
- ⑤上司（係長、課長）に報告をする。
- ⑥行方不明者捜索依頼書（様式第3）明記の情報公開の範囲に応じて安全安心メール、FAX、庁内フォーラム等にて情報提供を行う。
- ⑦休み明けや開庁時での対応でもよいと家族から申し出があれば開庁時に対応する。

2 閉庁時（夜間・休日）に警察署に行方不明者届出が出た場合

（安城警察署生活安全課佐々木係長と協議済み）

- ①安城警察署での受付は原則非公開であるが、家族が情報公開を望んだ場合は警察署から家族等に市へ連絡するよう促す。
- ②家族等からの電話を受けた当直室職員が当直対応マニュアルに基づき、高齢福祉課担当者に連絡をする。
- ③連絡を受けた担当職員は、当直室から聞いた家族等の連絡先に連絡を入れる。
- ④早急な情報提供を家族が希望する場合は、電話等にて状況の確認と行方不明者捜索依頼書（様式第3）の作成を行う。
- ⑤上司（係長、課長）に報告をする。
- ⑥行方不明者捜索依頼書（様式第3）明記の情報公開の範囲に応じて安全安心メール、FAX、庁内フォーラム等にて情報提供を行う。
- ⑦休み明けや開庁時での対応でもよいと家族から申し出があれば開庁時に対応する。

敬老会事業見直し (平成28年度～) について

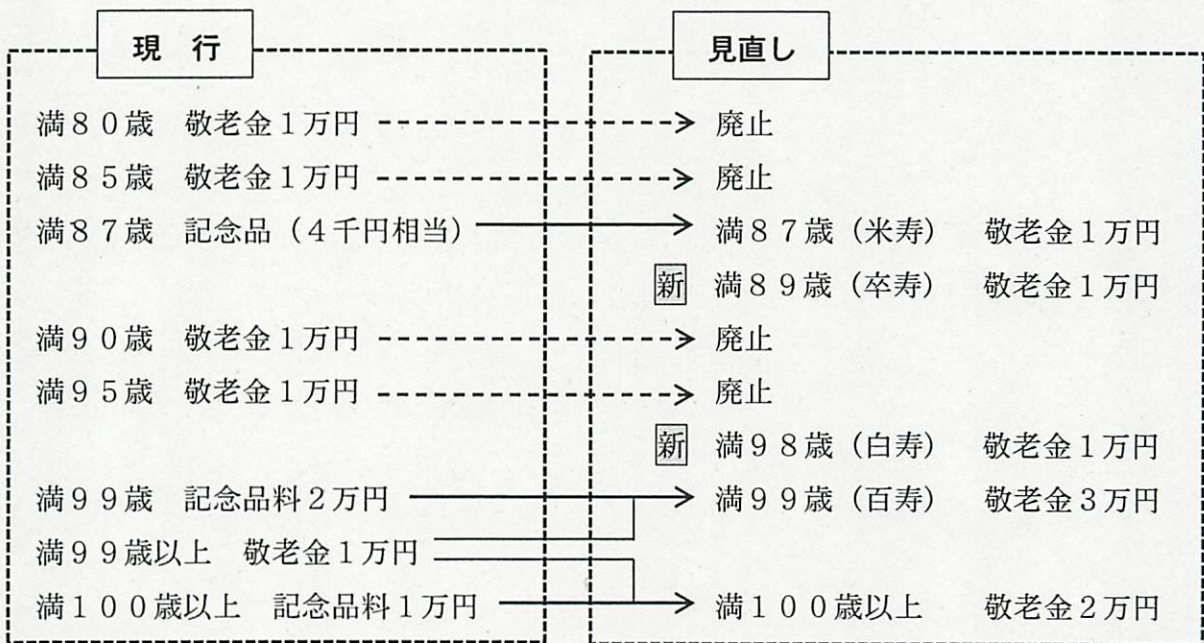
(1) 敬老会事業補助金及び記念品 (満75歳以上) 対象者の年齢引き上げ

地区敬老会事業補助金の交付及び記念品の贈呈について対象年齢を満75歳以上としていたものを、満80歳以上とする。ただし、経過措置として、5年度にわたり1歳ずつ引き上げる。

年 度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
対象年齢	満75歳以上	満76歳以上	満77歳以上	満78歳以上	満79歳以上	満80歳以上

(2) 敬老金及び記念品 (満87歳及び満99歳以上) 対象年齢の見直し

満80歳から5歳間隔の対象者及び満99歳以上の対象者に敬老金を贈呈していたものを、長寿を祝う節目の年齢において支給することとする。満87歳及び満99歳以上の記念品等については廃止し、敬老金に組み替える。



(3) 敬老金贈呈方法の見直し

満99歳未満の対象者に贈呈する敬老金は、地区を通じて現金をお渡ししていたものを、口座振替に切り替える。

平成28年度各地区認知症徘徊高齢者搜索・声掛け

地区	予定日時	雨天時	予定参加者・人数	内容
東山	1/22(日)AM 徘徊高齢者搜索模擬訓練事前勉強会(認知症サポーター養成講座) 1/22(日)PM 徘徊搜索模擬訓練	決行	さとまち町内の方	老健さとまち交流会事業(老健さとまち内) 地域住民対象 午前 認知症サポーター養成講座 昼食 さとまち給食試食(有料) 午後 徘徊搜索模擬訓練
安城北	9/10(土) PM 徘徊搜索模擬訓練	決行	福祉センターまつり来館者 100名	福祉センターまつりのコーナー ・来場者に参加呼びかけ ・血圧測定コーナーを設け、参加を呼びかける。 ①受付 搜索対象者のチラシをもらう ②発見 声かけを行い 付き添い者からアドバイスをもらう ③報告 受付へ戻る ④アンケート記入、参加賞受け取り
篠目	8/28(日) 13時から15時 徘徊搜索模擬訓練	決行	こども夏祭り来館者 80名	作野公民館こども夏祭りのコーナー ①受付 搜索対象者のチラシとスタンプカードを渡し、館内で探してもらう ②発見 付き添いボランティアスタッフにスタンプを押してもらう ③報告 受付に戻りどこで発見したか等報告 ④アンケート、参加賞受け取り
安城南	9/17(土) 徘徊高齢者搜索模擬訓練事前勉強会(認知症サポーター養成講座) 11/19(土) 徘徊搜索模擬訓練	決行	福祉委員会 15名程度	9/17(土) 福祉委員会サロンにて認知症サポーター養成講座 11/19(土) 徘徊高齢者声かけ模擬訓練 声かけのポイントを踏まえて、声かけを行う訓練 付き添い者よりアドバイスをもらう
安祥	1/15 徘徊搜索模擬訓練	決行	安祥福祉センターまつり来館者	今後打ち合わせ予定
安城西	10/29(土) 徘徊搜索模擬訓練 11時から13時	決行	豊年感謝祭来場者 高棚町内会、福祉委員会	豊年感謝祭にて、参加者が多くなる11時から13時の間に開催 徘徊高齢者役3名を配置する 参加者は受付にて、徘徊高齢者の情報を1名分もらい搜索・声かけする 徘徊高齢者役には、付き添い役がついているため、声かけのアドバイス等もらい終了。
明祥	11/20(日) 11時から正午 徘徊搜索模擬訓練	中止	根崎町福祉委員会グランドゴルフ参加者 40~50人	根崎町運動広場 グランドゴルフ大会後、結果発表までの待ち時間で行う
桜井	2/18(土) 徘徊搜索模擬訓練 2時間程度	決行	アピタ来店者	アピタ安城南店 2階エスカレーター周辺 参加者は1~3名程度のグループで指定されたルートへ行く 3パターンの認知症役高齢者と付き添いスタッフと遭遇する 付き添い役から助言を受けながら徘徊高齢者への対応を学ぶ 当日はパネルを用意し、協力機関や制度の啓発活動も行う スタンプラリー方式で実施 3パターンの高齢者、2箇所のパネルを確認するとスタンプをもらえる すべてのスタンプを集め、参加賞と交換

模擬訓練予定表(予定)

2016/10/4現在

スタッフの配置	準備品	参加賞	周知方法	安心・安全メール 配信予定	担当
午前中からさとまち交流 事業を行っており、そのま ま午後訓練を行うため受 付はなし 高齢者2名	未定	紙袋 ゴミ袋	里町町内会回覧チラシ	なし	布谷
受付2名 高齢者2名 付き添い者2名	呼び込み用チラシ(包括) 参加者用名札 見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(市共通) アンケート(市)	紙袋 ゴミ袋	中部福祉センターまつり チラシに掲載、当日参加 呼びかけ	なし	布谷
受付 3名 (八千代包括1、地区社 1、市1) 高齢者 3名 (八千代包括2、市1) 中学生ボランティア 3名	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(市共通) コーナー説明資料(地区社協) 搜索チラシ(地区社協) スタンプカード(地区社協) スタンプ・スタンプ台(地区社協) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) アンケート(市)	紙袋 ゴミ袋	作野公民館まつりチラ シ・ ポスター内に掲載	なし	加藤
受付2名 高齢者2名 付き添い2名	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(市共通) コーナー説明資料(市) 搜索チラシ(市) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) アンケート(市)	紙袋 ゴミ袋	町内回覧 福祉委員会	なし	寺田
受付2名 高齢者2名	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(市共通) コーナー説明資料(地区社協) 搜索チラシ(地区社協) スタンプカード(地区社協) スタンプ・スタンプ台(地区社協) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) アンケート(市)	紙袋 ゴミ袋	未定	なし	寺田
受付 3名 (市2、保健センター1、住 民1) 高齢者 3名 (包括1、住民2) 付き添い 3名 (包括2、地区社1)	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(共通) 搜索チラシ(市) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) 受付机(町内会)	ゴミ袋 紙袋 協力住民へ 別で準備 (ご長寿タオ ル・認知症ト イレットペー パー)	たかたな町内ニュース あんのんだより 臨時版 地区社協だより	なし	加藤
受付2名 高齢者2名	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(共通) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) アンケート(市)	紙袋 箱ティッシュ	根崎町町内会	なし	神谷
受付3名(初期集中支援 チーム員1、認サポ受講 している中学生2) 高齢者3名 付き添い3名	見つかるつながるシール(市) 見つかるつながるポスター(共通) コーナー説明資料(地区社協) 徘徊高齢者対応ワンポイント資料 (初期集中支援チーム) 搜索チラシ(地区包括) スタンプカード(地区社協) スタンプ・スタンプ台(地区社協) 参加景品(市) 配布資料(市、包括) アンケート(市)	紙袋 認知症トイ レットペー パー (アピタの販 売品と重なら ないよう準備)	福祉委員会 地区社協だより さくらんぼネット (桜井地区の専門職と地 域の方と行う地域ケア地 区会議)	なし	神谷

委託仕様書

この仕様書は、平成28年度地域包括支援センター運営事業委託における業務が適切に運営されるため、その事業内容等について定める。なお、この仕様書に記載無き事項であっても、地域高齢者の福祉の向上を図るための支援を可能な範囲で実施しなければならない。

- 1 業務名 地域包括支援センター運営業務委託
- 2 実施主体 (委託者) 碧南市
- 3 運営主体 (受託者) 社会福祉法人 碧南市社会福祉協議会
- 4 実施場所 受託施設及び担当区域
- 5 職員配置

介護保険法施行規則第140条の66の規定に基づき、包括的支援事業等を適切に実施するため、地域包括支援センターには、以下の職員をそれぞれ1名以上配置する。

- (1) 保健師 (または地域ケア・地域保健等について経験のある看護師)
- (2) 社会福祉士 (または介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験のある者)
- (3) 主任介護支援専門員

※業務の内容や量に応じて補助職員 (兼務可) を置くこともできるものとする。ただし、介護予防支援業務に従事する場合は、保健師、地域ケア・地域保健等について経験のある看護師、社会福祉士、介護支援専門員、又は高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事とする。

- 6 実施区域 実施区域は、「西端地区」、「新川地区」、「旭地区」、「棚尾地区」とする。

7 運営方針

(1) 公益性の視点

地域包括支援センターは、碧南市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行うこと。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し適切な事業運営を行うこと。

(2) 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行うこと。

地域包括支援センター運営協議会や地域ネットワーク会議等を通じて地域住民や関係機関、サービス利用者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組むこと。

(3) 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解し

たうえて、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体をチームとして支えること。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動すること。

8 事業内容

(1) 共通事項

ア 事業計画の策定

地域包括支援センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域での特色ある創意工夫した事業運営に努めること。

この事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年提示すること。

イ 職員の姿勢

地域包括支援センターの業務は、地域に暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行すること。

ウ きめ細やかな相談、支援、記録の実施

一人ひとりの状況に合ったきめ細やかな相談、支援を行うこと。また、その経過について記録すること。

エ 地域包括支援センター全体のスキルアップ

職員は相談技術やケアマネジメント技術の向上等、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全員で共有することにより、地域包括支援センター全体のスキルアップに努めること。

オ 行政機関との連携

支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう市の関係部署や保健所等と連携を図るとともに、市から出席要請する会議に参加すること。

カ 広報活動

地域包括支援センターの業務を適切に実施していくため、また業務への理解と協力を得るため、様々な方策により積極的に広報活動を行うこと。

キ 個人情報の保護

地域包括支援センターでは業務上、高齢者の様々な情報を得ることになるため、その情報が、業務に関係のない目的で使用されたり、不特定多数の者に漏れることのないよう情報管理を徹底すること。

ク 苦情対応

地域包括支援センターに対する苦情対応窓口を設置し、迅速かつ適切に対応すること。

(2) 包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするため、本人が出来ることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者ができることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指すこと。

また二次予防事業対象者に対して、介護予防事業を通じて、心身の状態の維持や改善を図るため、適切な支援に努めること。

イ 総合相談支援事業

(ア) 実態把握

地域包括支援センターは、医療機関や民生児童委員、地域福祉推進員、居宅介護支援事業所等の介護保険事業者等、様々な機関や関係者と連携しながら支援を必要とする高齢者を把握すること。

(イ) 総合相談業務

複雑かつ多様化しつつある高齢者に関わる相談内容を的確に判断し、必要な方策の検討と、それに基づく速やかな初期対応を行い、必要かつ適切な保健、医療、福祉サービスにつなげること。

(ウ) ネットワーク構築

地域の様々な関係者のネットワークを通じて、高齢者の実態把握を行うとともに総合相談等を通じて支援が必要と判断された高齢者に対して地域包括支援センターの各専門職によるチーム支援を行うこと。

ウ 権利擁護事業

地域生活に困難を抱えた高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるようにするため、必要に応じて碧南市地域包括支援センターと連携を図ること。

(ア) 高齢者虐待の予防活動

高齢者虐待の予防的取組みとして医療、保健、介護、福祉関係者だけでなく、多くの市民に理解を深めてもらうために高齢者虐待の実態、通報義務等の対応について啓発活動に努めること。

(イ) 高齢者虐待の早期発見、早期介入

地域包括支援センターは、高齢者本人・家族や医療機関や居宅介護支援事業所、介護サービス事業者、地域住民等、多くの方々から寄せられる虐待の通報や相談から事実確認を行い、市の関係部署や外部関係機関と連携を図り、早期発見、早期介入に努めること。またその際にチームアプローチを実践し、虐待の予防・再発防止のための見守り等に取り組む、改善がみられない場合や、生命の危険性が高く緊急的な対応が必要と判断した場合は、警察等と連携を図りながら被虐待者の支援にあたること。

また老人福祉施設等への措置が必要な場合は、高齢介護課高齢福祉係と連携と図り継続的に支援すること。

(ウ) 成年後見制度等の利用支援等

高齢者世帯、認知症高齢者の増加により、契約や預金等の資産管理、身上監護のため、成年後見制度の必要性が高まりつつある状況を鑑み、地域包括支援センターは、これらの相談等に対する関係機関や団体の紹介等、適切な支援を行うとともに、利用の助言や支援を行うこと。

また、日常生活自立支援事業等、権利擁護を推進するための既存の制度も含めた周知、啓発に努めること。

(I) 消費者被害への相談支援

地域包括支援センターは、一人暮らし高齢者や高齢者世帯を狙った消費者被害から高齢者を守るため、民生児童委員や地域福祉推進員、居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等日頃から高齢者と接する関係者からの情報収集に努めること。さらに消費者センター、弁護士会等の関係機関と連携を図り被害の未然防止、問題の解決にあたること。

エ 包括的・継続的マネジメント事業

(7) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

地域包括支援センターは、高齢者の心身の状況等の変化に応じた適切な支援を行うため、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種協働による連携体制を構築すること。

(i) 介護支援専門員に対する支援

居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対して専門的見地から、日常的業務の相談に応じるとともに、支援困難なケースについては、居宅介護支援事業所を個別に訪問し具体的な支援方針を検討しながら助言等を行うこと。

また、介護支援専門員全体のスキルアップを図るため、定期的な研修会を実施すること。

(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を通じて、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備を図るため地域包括ケア会議を主催し運営すること。

9 地域ケア会議の推進

個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりのための個別ケア会議を開催すること。

また、政策形成につなげることを目指す地域ケア会議を日常生活圏域毎に開催すること。

10 在宅医療と介護の連携強化

在宅医療・介護ニーズが高い高齢者や認知症高齢者を支援するため医療と介護の連携強化に努めること。

11 認知症高齢者地域支援体制の構築

(7) 認知症ケアパスの普及推進

認知症ケアパスの普及・啓発に努めること。

(i) 認知症初期集中支援推進事業への協力

碧南市地域包括支援センターに設置されている認知症初期集中支援チームの対応が必要と思われる利用者がある場合には適切に連携を図るよう努めること。

(ii) 認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の実施

地域における見守り体制の構築と地域住民の認知症への理解を推進し、地域単位で認知症高齢者徘徊搜索模擬訓練の実施に努めること。

12 事業の実施

事業を実施するにあたり、24時間を通じて併設施設等との連携により、緊急の相談に対しても適切な対応が図れるような後方支援体制が確保されていることを前提とする。

また、「高齢者にわかりやすい相談窓口の表示」に努めるとともに、センター専用の電話回線を設けて、相談援助できる体制を整えるものとする。

13 帳簿の整備

受託者は、事業に係る経費について諸帳簿を整理し、随時委託者の請求に応じ経費の執行状況を報告しなければならない。また、諸帳簿は事業終了後5年間保存しておかなければならない。

14 事業計画・実績報告

(1) 受託者は、業務に係る実績等について、業務実施月の翌月の地域包括支援センター調整会議までに委託者に報告すること。また、年間事業計画、収支予算書、完了届、実績報告書及び収支決算書を委託者が定める期日までに提出すること。

(2) 報告書の様式については、別途定める。

15 特記事項

(1) 受託者が予防給付に係るケアマネジメント業務を行なった場合（指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合を含む。）の経費については、介護予防サービス計画費をもって充てるものとする。

(2) 委託料の支払い

委託料は、6月、8月、12月の3回払いとし、その額は均等割りで、前金払いで請求することができるものとする。

(3) 精算

次のいずれかに当てはまる場合はそれぞれの案件に応じた金額を精算し、これにより返還が生じた場合は、変更契約の手続きを行い、受託者は差額を委託者に返還するものとする。

ア 受託者の職員配置数がこの仕様書の「職員配置」に規定する人数に満たない場合
又は予め委託者へ届け出た人員配置に減員が生じた場合

イ この仕様書における各項目において未実施のものや実施内容が不十分であった場合

ウ 予め委託者へ届け出た人員配置に基づく委託料の総額が、実績総額を上まわった場合

(4) 契約の変更

「精算」項目の規定により精算を行うこととなった場合には、委託契約書に定める契約金額を変更するものとする。

(5) 情報提供

受託者が8(2)の包括的支援事業を実施するにあたり、委託者は必要な個人情報を予め受託者に提供することができるものとする。

地域包括支援センター運営事業委託契約書

刈谷市 (以下「委託者」という。) と _____ (以下「受託者」という。) との間において、地域包括支援センター運営事業の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約は、刈谷市地域包括支援センター事業実施要綱 (平成18年4月1日施行) に基づき、地域包括支援センター運営事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 実施施設は次に定めるとおりとする。

(1) 所在地 _____

(2) 施設名 _____

(委託期間)

第3条 業務の委託期間は平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(事業の運営体制)

第4条 住民の利用度の高い時間に対応できる運営体制とし、かつ、24時間緊急に連絡が取れる体制を整備するものとする。

(職員の配置)

第5条 受託者は、事業を実施する主たる事務所に保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員をそれぞれ1名以上配置するものとする。

(実施方法)

第6条 受託者は、地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書に定めるもののほか、委託者受託者協議のうえ利用者にとって最も適切な方法により、事業を実施するものとする。

(委託料)

第7条 委託者は、委託料として、金 _____ 円を受託者に支払うものとする。ただし、半期ごとに金 _____ 円を受託者の請求に基づき前金で支払うものとする。

2 委託者は、前項の請求を受理した日から30日以内に、受託者に対して代金を支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、指定介護予防支援業務の一部を、居宅介護支援事業所に委託することができるものとする。

(委託契約の変更等)

第10条 委託者は、必要がある場合には、受託者と協議して委託内容を変更し、又は委託を一時中止若しくは、打ち切ることができる。

(委託者の解除権)

第11条 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者の責に帰すべき理由により履行期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込

みがないと認められるとき。

- (2) 受託者が契約の重要な事項に違反したとき。
- (3) 受託者が契約履行について不正行為をしたとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者に損害が生じたときは、受託者はこれを賠償しなければならない。

3 第1項の措置を講じた場合において、受託者に損害が生じてもその損害を賠償しない。
(暴力団等排除に係る解除)

第12条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。

3 委託者は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、受託者に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(受託者の解除権)

第13条 受託者は、委託者の責に帰すべき理由により契約の履行が不能となったときは、契約を解除することができる。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第14条 受託者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、警察への被害届を提出しなければならない。

2 受託者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(事業完了報告書の提出)

第15条 受託者は、委託事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書を委託者に提出し、委託者は、その内容を審査し、適当と認めたときは委託料の精算をするものとする。

(職員の研修)

第16条 受託者は、必要に応じて職員に対して、採用時又は採用後も定期的に研修を行い、職員の資質の向上に努めなければならない。

(受託者の職員の災害)

第17条 受託者は、契約を履行するにあたり生じた職員の災害について全責任を持つものとし、理由の如何を問わず委託者は何等その責任を負わないものとする。

(損害の負担)

第18条 受託者が契約の履行に関して、受託者の帰すべき理由により委託者又は第三者に損害を与えた場合、受託者はその損害を負担しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第19条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有する個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を、個人の承諾なしに第三者に漏らしてはならない。

(身分証明書の携行)

第20条 地域包括支援センターの職員は、委託者が発行した身分証明書を常時携帯し、住民などから提示を求められたときは、速やかにこれを提示しなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約(仕様書を含む。)に関し、疑義が生じた事項及びこの契約に定めのない事項については、刈谷市契約規則の定めるところによるほか、その都度委託者受託者協議の上、定めるものとする。

契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者受託者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年 月 日

(委託者) 刈谷市東陽町1丁目1番地

刈谷市

代表者 刈谷市長 竹中良則

(受託者)

代表者

地域包括支援センター運営事業業務委託仕様書

本仕様書は、介護保険法第115条の46の規定に基づき、本業務受託事業者（以下、「受託者」とする。）が設置した 地域包括支援センターにおいて実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名

地域包括支援センター運営事業

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 担当圏域

本業務を行う圏域は、 圏域（中学校区、中学校区）とする。

4 運営方針

別添「刈谷市地域包括支援センター運営方針」の実現に向け、刈谷市と協働して事業の運営を実施することとする。

5 職員の配置

地域包括支援センターには、保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）を各1名以上常勤・専従で配置するものとする。

刈谷中部地域包括支援センターに従事する職員は次の表に掲げる人数以上を配置するものとする。

区分	職種	勤務形態	必要人数
I	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師又は地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師 ・社会福祉士 ・主任介護支援専門員 	常勤職員（専従）	4人
II	上記の職種又は介護支援専門員	非常勤職員 又は常勤職員（センター以外の法人内他事業所との兼務）	1人

なお、区分Iの常勤職員（専従）のうち1名以上を地域包括ケアシステムの充実を図るために地域包括支援センターに設置する生活支援コーディネーターにおいても兼務とすることができる。

6 運営基本事項

- (1) 公平・中立性

正当な理由なく特定の事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように配慮すること。
- (2) 法令遵守

介護保険法ほか関係法令の遵守
- (3) 施設及び設備環境
 - ①高齢者や地域住民にわかりやすいように地域包括支援センターの看板や案内表示の掲示
 - ②利用者のプライバシーが守られるような相談スペースの確保
 - ③地域包括支援センターの休日や職員不在の際に、何らかの形で住民からの相談に応じる体制の確保
 - ④地域包括支援センター職員が優先利用できる自動車を設備すること。(自動車の設備に伴う自動車保険等の加入・安全運転のための教育等、受託法人が自動車の安全な運用の為に最大の注意を払い、安全な運用に関して全責任を負うこと。なお、自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車設備に関する一切の責任は受託者が負うものとし、刈谷市は一切関与しないものとする。)
- (4) 情報管理
 - ①相談記録等の適切な管理
 - ②システムやPCの使用について、所要の措置を講ずること
 - ③個人情報提供同意書については、可能な限り利用者から得るように努めること
- (5) 苦情対応
 - ①苦情対応窓口の設置及び明示
 - ②苦情対応記録の整理及び情報共有
- (6) 資質向上

職場外研修及び法人内研修への積極的参加

7 業務内容

地域包括支援センターの業務は次に挙げるものとする。

また、各業務の実施に関しては、「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)、「地域包括支援センターの設置運営について」(平成18年10月18日付け老計発第1018001号厚生労働省老健局計画課長他連名通知)及び「地域包括支援センター運営マニュアル(平成27年6月)」(一般財団法人長寿社会開発センター発行)、「地域ケア会議運営マニュアル(平成25年3月)」(一般財団法人長寿社会開発センター発行)、に従い適切に実施すること。

(1) 包括的支援事業

①介護予防ケアマネジメント業務

被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行うこと。

- ・二次予防事業対象者の実態把握

- ・アセスメント
- ・介護予防ケアプランの作成
- ・評価、再アセスメント及びプランの変更
- ・介護予防に関する啓発

②総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア 地域におけるネットワーク構築業務

(ア) 地域の社会資源やニーズの把握

- ・サービス提供機関や専門相談機関の整理
- ・担当地域固有の課題の把握、分析及び解決に向けての方策の検討
- ・地域課題の検討を行う地域ケア会議の実施
- ・その他必要な業務

(イ) 地域におけるネットワークの構築

- ・民生委員、老人クラブ、自治会をはじめとした住民とのパイプづくり
- ・地域ケア会議を活用した地域ネットワークの構築
- ・その他必要なネットワークの構築

(ウ) 啓発活動

- ・地域包括支援センターの存在を周知するための各種広報活動

(エ) 高齢者虐待ネットワークの構築・運営

イ 実態把握業務

(ア) ネットワークを活用した、情報が寄せられやすい体制の構築

(イ) ネットワークを活用した、地域への積極的な訪問及び活動への参加

(ウ) 高齢者への個別訪問

(エ) 地域から孤立している世帯、介護を含めた重層的な課題を抱えていて支援が必要な世帯を把握し、支援につなげること

ウ 総合相談業務

(ア) 初期段階での相談対応

(イ) 訪問による相談や情報収集

(ウ) 支援計画の策定

(エ) サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ

(オ) 継続支援のためのモニタリング

(カ) 処遇困難事例においては関係機関と連携し、ケース検討会議の実施

(キ) その他総合相談支援業務に関すること

③権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決できない、また適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うこと。

ア 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見制度普及の広報等

- ・ 成年後見制度の利用に関する判断
 - ・ 成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援
 - ・ 診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携
 - ・ 成年後見人等となるべき者を推薦できる団体等との連携
 - ・ その他成年後見制度の活用、促進に関すること。
- イ 老人福祉施設等への措置支援
- ・ 緊急対応の必要性に関する判断
 - ・ 老人福祉法上の措置を行う必要がある場合の刈谷市との連携
 - ・ 老人福祉法上の措置が行われた後の高齢者の状況把握
 - ・ 成年後見制度の利用等を含めた適切な支援
 - ・ その他老人福祉施設等への措置の支援
- ウ 高齢者虐待への対応
- ・ 「刈谷市高齢者虐待対応マニュアル第3版（平成24年4月発行）」により定められた役割を遂行すること。
- エ 困難事例への対応
- ・ 重層的課題が存する困難事例の実態把握
 - ・ 地域包括支援センターの各専門職が連携した対応策の検討
 - ・ ケース検討会議の実施
 - ・ 民生委員をはじめとした、地域住民と連携した継続的な見守り
- オ 消費者被害への対応
- ・ 各専門職（団体）や機関との連携強化による消費者被害情報の把握
 - ・ 消費者被害相談への対応と、関係制度に関する簡潔な説明
 - ・ 消費者被害情報の地域の関係機関やケアマネジャー等への伝達・連携
- ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携をはじめ、他の様々な職種との協働や地域の関係機関との連携を図るとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び居宅介護支援におけるケアマネジメントを実現するため介護支援専門員に対する後方支援を行うこと。
- ア 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取り組み
- ・ 医療機関（病院の地域連携室、病院MSW）や地域の関係機関（民生委員、老人クラブ、ボランティア団体等）との連携体制の構築への取り組み
 - ・ サービス担当者会議開催支援
 - ・ 入院（所）・退院（所）時の連携
 - ・ 地域との連携によるインフォーマルサービスの提供支援、開発及び情報の整理
- イ 介護支援専門員に対する支援
- ・ 支援困難事例を抱える介護支援専門員への対応（同行訪問等）
 - ・ 個別事例に対するサービス担当者会議開催支援
 - ・ ケアプラン作成指導等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導
 - ・ 介護支援専門員に対する情報支援
 - ・ その他のケアマネジメントの質の向上に対応する支援（研修会開催等）

(2) 指定介護予防支援業務

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況や生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行うこと。

受託法人は、指定介護予防支援業務を実施するため、介護保険法第115条の2の2の規定に基づき刈谷市長の指定を受けること。また、生活保護法第54条の2第1項の規定に基づき愛知県知事の指定を受けること

① 予防給付に関するケアマネジメント業務

- ・ 利用申し込みの受付
- ・ 契約締結
- ・ アセスメント
- ・ 介護予防サービス計画原案の作成
- ・ サービス担当者会議の開催
- ・ 介護予防サービス計画書の交付
- ・ モニタリング
- ・ 評価、計画書の見直し
- ・ 給付管理
- ・ 介護報酬の請求

② 指定介護予防支援事業所の人員配置

指定介護予防支援業務にかかる職員の配置は、地域包括支援センターの担当する介護予防サービス計画の数を勘案して、適当な人員を配置すること。

③ 保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の介護予防支援業務の兼務

包括的支援事業の業務をおこなう3職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）が当該業務を担当する場合は、包括的支援業務に支障がない範囲で兼務すること。

④ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費は受託者の収入とし、その収入で、指定介護予防支援事業所の運営を行うこと。

⑤ 指定介護予防支援業務の委託

受託法人は指定介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託できる。委託にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ・ 指定居宅介護支援事業者への委託について、開始・終了がある場合には地域包括支援センター運営協議会（刈谷市においては「刈谷市介護保険事業計画・刈谷市高齢者福祉計画懇話会」がその役割を兼ねる。以下同じ。）に報告する必要がある。長寿課高齢福祉係へその都度連絡すること。
- ・ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第30条に規定するアセスメント業務や介護予防サービス計画の作成業務等が一体的に行われるよう配慮すること。

- ・指定介護予防支援業務に係る責任主体は、地域包括支援センターであり、委託を行った場合であっても、委託先の指定居宅介護支援事業者が介護予防サービス計画の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか及び内容が妥当か等について確認を行うこと。また、委託先の指定居宅介護支援事業者が評価を行った場合には、当該評価の内容について確認を行い、今後の介護予防支援の方針等を決定すること。
- ・委託時において、委託先の指定居宅介護支援事業者がなすべき義務の実施不履行等が繰り返し見受けられる場合は、地域包括支援センター運営協議会に報告し、今後の対応について審議する必要があるため、その状況を書面にて刈谷市長寿課に報告すること。

(3) その他

①地域ケア会議の実施

②各地域包括支援センターと協力し、介護予防教室を実施

③認知症サポーター養成講座の実施

④認知症家族支援プログラムへの協力

⑤高齢者福祉サービス利用における調査業務

- ・刈谷市長寿課からの調査依頼受理
- ・訪問、利用申請関連書類の作成
- ・申請代行

⑥各種研修会への参加

⑦刈谷市内地域包括支援センターが開催する各種研修会及び勉強会等への積極的な参加

⑧刈谷市高齢者見守り活動事業及び刈谷市行方不明高齢者等SOSネットワーク事業への協力

⑨地域の高齢者支援体制構築に向けて予定されている各種新規施策への参画

例) 総合事業に向けた関係各機関との推進会議の実施等

⑩刈谷市から出席依頼があった場合における地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等

⑪その他、地域包括支援センターを適正に運営するために必要な業務

8 事業計画・実績報告・変更届

受託者は、業務に係る実績について、刈谷市の定める様式により業務実施月の翌月10日までに長寿課高齢福祉係まで報告すること。また、年間事業計画、収支予算書、年間活動報告及び収支決算書に関しては、それぞれ刈谷市が定める期日までに提出すること。職員等の変更があった場合については、所定の変更届出書を速やかに提出すること。

9 経理

この事業に係る経理については帳簿等を整備し、他の事業に係る経理を明確に区分するものとする。

10 自己評価

受託者は、地域包括支援センターの業務に対して、受託者自身による自己評価を実施し、事業の運営状況の確認を行うとともに課題を見出し、その改善に向けた取り組みを実施すること。

11 その他

国の政令・省令等で地域包括支援センターに関する新たな業務が発生した場合、刈谷市と協議のうえ、その業務についても行うこととする。

平成28年度

地域包括支援センター運営事業

業務委託契約書

(安城市地域包括支援センター○○○○○○)

地域包括支援センター運営事業業務委託契約書(〇〇〇〇〇〇)

安城市(以下「発注者」という。)は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇(以下「受注者」という。)との間において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、発注者が実施する地域包括支援センター運営事業(以下「事業」という。)に関し、次のとおり契約し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(委託業務)

第1条 発注者は、別紙仕様書に定める事業を受注者に委託し、受注者はこれを受託するものとする。

(委託料等)

第2条 事業の委託料は、金 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 円とする。

2 発注者は、前項の委託料として、別表のとおり受注者の請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 受注者は、発注者から支払われた委託料を委託事業以外の目的に使用してはならない。

(履行期間)

第3条 事業の履行期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 契約保証金は、安城市契約規則(昭和41年規則第10号)第32条の規定により免除する。

(委託契約の解除)

第5条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者がこの契約条項に違反したとき。

(2) 委託の必要がなくなったとき。

2 前項第1号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(損害賠償)

第7条 受注者は、事業の実施に関し、発注者及び利用者等第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、発注者が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

(施設の設置)

第8条 受注者は、この事業の実施施設として、〇〇〇〇〇〇内に安城市地域包括

支援センター〇〇〇〇〇〇を設置するものとする。

(職員の配置)

第9条 受注者は、事業の実施にあたっては、安城市地域包括支援センターの設置及び事業実施要綱第5条に規定する職員を適正に配置しなければならない。

(事業計画等)

第10条 受注者は、この事業を実施するにあたり事業計画書及び歳入・歳出予算書を発注者に提出しなければならない。

(実地指導及び監査)

第11条 発注者は、この事業の実施について、履行状況を確認するため、随時に実地指導及び監査を行うことができるものとする。

(実績報告)

第12条 受注者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書及び委託料精算書を発注者に提出しなければならない。また、発注者が受注者に委託事業に関する書類の開示を求めたときは速やかに応じなければならない。

(委託料の精算)

第13条 発注者は、前条の実績報告書及び精算書を審査し、委託料の額を確定するものとする。

2 受注者は、発注者が第2条第1項の規定により委託料として交付した額が、前項の額を上回った場合は、その額を発注者が指定する期日までに返納しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 受注者は、委託業務上知り得た個人情報その他の事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

2 委託業務上知り得た情報の取扱いについては、安城市個人情報保護条例(平成12年安城市条例第50号)によるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

(1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。

2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第16条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。)を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、警察へ被害届を提出しなければならない。

2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

(協議事項)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

発注者 安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 神谷 学

受注者

別添 1

委託業務名	地域包括支援センター運営事業			
	総額	第1回支払分 請求月4月 (50%以内)	第2回支払分 請求月8月 (30%以内)	第3回支払分 請求月12月 (残額)
委託料の総額				
(1)センター運営分				
ア うち人件費分				
イ うち事務費分				
(2)地域ケア会議分				
ア うち人件費分				
イ うち事務費分				

人件費分については精算する。

地域包括支援センター運営事業業務仕様書 (地域型)

本仕様書は、介護保険法 (平成9年法律第123号。以下「法」という。) 第115条の46の規定に基づき本業務受注者 (以下「受注者」という。) が設置した地域包括支援センター (以下「センター」という。) において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務名称

地域包括支援センター運営事業業務委託

2 目的

安城市地域包括支援センターの設置及び事業実施要綱第3条第1項第2号に規定する地域型地域包括支援センターを設置及び運営し、担当圏域ごとの固有の地域資源を活用して、高齢者の尊厳保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるように多職種、関係機関のネットワーク化を図り、包括的な支援・サービス提供体制の構築を目的とする。

3 センターで実施する業務

- (1) 法第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる包括的支援事業その他厚生労働省令で定める事業
- (2) 介護予防ケアマネジメント
- (3) 法第115条の48第1項に規定する会議
- (4) 法第8条の2第18項に規定する介護予防支援事業
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

4 センターの名称、担当圏域

本業務を行うセンターの名称及び担当圏域は、以下の表のとおりとする。

センターの名称	担当圏域 (中学校区)
安城市地域包括支援センター〇〇〇〇〇	〇〇〇〇

5 センター事務所の設置及び設備

- (1) センターの事務室は、独立で設置することとし、受注者の法人本体施設及び介護サービス提供部門等の施設との事務室の共有を認めない。
- (2) 事務室には、軽易な相談に対応可能な受付カウンターを設けること。
- (3) 事務室内または事務室外に相談室及び会議室の機能を持つ部屋を設けること。
相談室機能については、事務室内を仕切る等により、相談コーナーとする場合においては、相談者に配慮した形態とすること。会議室機能は、地域ケア個別会議に使用できるように適当な広さを有すること。相談室機能及び会議室機能は、必ずしも別の部屋である必要はない。
- (4) センターの看板及び案内版を来所者に明確になるよう1か所以上設置すること。

- (5) 事務室には、机、椅子、施錠できる書類保管庫のほか、専用の固定電話・ファクス、パソコン（Word、Excel、セキュリティ機能を確保）、プリンター、コピー機等センターの運営に必要な設備を設置するとともに、専用の電子メールアドレスを取得すること。なお、パソコンは市が許可した場合を除き、事務室からの持ち出しは不可とし、施錠するなどの防犯措置を行うこと。
- (6) センターの職員が専用で利用できる自動車を2台以上配備すること。なお、自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に係る一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 駐車場は、必要なスペースを確保し、来所者に十分に配慮すること。
- (8) 当該業務遂行に関連して必要な設備類は、委託料の範囲内で受注者の負担で設置すること。

6 職員体制

- (1) 職員体制は、次のア、イ、ウの資格を有する常勤専従の職員を各1名以上配置すること。
 - ア 保健師又はこれに準ずる者
 - (ア) 保健師
 - (イ) 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、看護師には准看護師を含まない。
 - イ 社会福祉士又はこれに準ずる者
 - (ア) 社会福祉士
 - (イ) 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者
 - ウ 主任介護支援専門員
- (2) 前号の規定により配置する職員は、地域とのネットワークを構築し、また、地域の関係機関、関係者との円滑な連携を推進するため、可能な限り長期に渡ってセンターの業務に従事すること。
- (3) 第1号に定める者のほか、担当圏域における必要な介護予防ケアプラン作成数に応じ、受注者において介護支援専門員等を適宜配置すること。

7 業務対応時間等

センターの業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日

月曜日から土曜日まで（12月29日から1月3日までを除く。）
- (2) 業務時間

午前8時30分から午後5時30分まで。

なお、業務時間外であっても地域の住民、関係団体等の会議への出席を求められる場合がある。
- (3) 緊急時の対応

電話等により24時間対応可能な連絡体制を確保すること。なお、緊急時の

連絡体制については、受注者の他施設等との連携による対応としても差し支えない。

8 業務内容

センターの業務は次に掲げるものとする。また、各業務に関しては、「安城市地域包括支援センター事業実施方針」及び「地域包括支援センター運営マニュアル」に従い適切に実施すること。

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

ア 基本的な事項

介護予防ケアマネジメント業務は、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高めることを目指すものとする。

このため、サービス提供期間を設定し、具体的な目標を明確にし、個々の高齢者の心身の状況や生活環境などに応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成するとともに、サービスの提供を確保し、一定期間経過後は目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

実施にあたっては、地域のボランティア活動など、介護保険以外の様々な社会資源の活用、介護保険非該当者から、要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントの実施に留意するものとする。また、本業務は、地域の関係機関等との連携に留意するものとする。

イ 業務内容

(ア) 介護予防事業に関するケアマネジメント業務

(a) 対象者の把握

二次予防事業対象者（要介護認定非該当者を含む。）の選定を行い、介護予防事業への参加に同意した者を把握するものとする。

(b) 一次アセスメント

基本チェックリストの結果等により、生活機能、心身機能等を把握し、生活機能の低下を予防できない現状や要因の特定、課題分析を行うものとする。

(c) 予防ケアプランの作成

一次アセスメントの結果を基に、心身の状態を把握しつつ、目標や利用する事業内容などを決定するものとし、必要に応じて予防ケアプランを作成するものとする。

(d) 事業の実施

事業実施者は、介護予防事業を実施し、センターは、実施状況のモニタリングと調整を行い、事業実施前後に評価を行わせ、結果の報告を受けるものとする。

(e) 評価

一定期間経過後、各高齢者の状態を再度アセスメントし、対象者ごとに、定期的に目標達成状況を管理するものとする。

(イ) 予防給付に関するケアマネジメント業務

業務は、次に掲げるとおりとする。ただし、(a)、(b)及び(k)に係る事務以外、その実施を居宅介護支援事業所へ業務を委託する場合には、介護保険・地域包括支援センター運営協議会の承認を必要とするものとする。なお、委託実施内容は、センターが責任を持って確認するものとする。

(a) 利用申込みの受付 (居宅介護支援事業所への委託は原則不可)

介護認定審査会において要支援認定を受けた利用申込者に、重要事項説明書を交付し、説明、同意を得た上で、所定書類に必要事項を記載してもらい、市に届け出るものとする。

(b) 契約締結 (居宅介護支援事業所への委託は原則不可)

利用申込者と契約を締結するものとする。

(c) アセスメント

市から認定調査結果及び主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、利用者及び家族に対しアセスメントを行うものとする。

(d) 介護予防サービス計画原案の作成

アセスメント結果等を基に、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス計画原案を作成するものとする。

(e) サービス担当者会議の開催

介護予防サービス計画原案について専門的な意見を聴取するものとする。

(f) 介護予防サービス計画書の交付

利用者又は家族に説明し、同意を得た後、介護予防サービス計画書を交付するものとする。

(g) サービスの提供

介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画に基づきサービスが提供されるよう連絡調整等を行うものとする。

(h) モニタリング

モニタリングは毎月実施し、少なくとも3月に1回は利用者宅を訪問して計画の実施状況を把握し、その結果を1月に1回は記録するものとする。

(i) 評価

3から6か月に一回、計画の達成状況について評価を行うものとする。

(j) 給付管理業務

介護保険サービスの利用実績を確認し、所定の表に記載するものとする。

(k) 介護報酬の請求 (居宅介護支援事業所への委託は不可)

介護報酬請求に関する所定の書類を作成し、介護報酬の請求及び受領をするものとする。

(ウ) その他

センターにおいて実施する予防給付及び介護予防事業に関するケアマネジメントとケアマネジャーが行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図るものとする。

(2) 総合相談支援及び権利擁護業務

ア 基本的な事項

総合相談・支援及び権利擁護の業務は、地域の高齢者が必要とする支援を把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うものである。本業務は、市、生活支援コーディネーターをはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意するものとする。

イ 業務内容

(ア) 地域におけるネットワーク構築業務

(a) 実態把握を行ない、支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげ、適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するものとする。

(b) サービス提供機関や専門相談機関等、団体等の把握などを行うものとする。

(c) 高齢者虐待防止については、安城市社会福祉事務所と協働して「高齢者虐待防止ネットワーク」により関係機関と連携して対応する。

(イ) 実態把握業務

前号に掲げるネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、個別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者の実態把握を行うものとする。

(ウ) 総合相談業務

(a) 初期段階での相談対応

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じて、的確な状況把握等を行ない、専門的又は緊急の対応が必要かどうかを判断するものとし、相談者自身で解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うものとする。

(b) 継続的・専門的な相談支援

初期段階で、継続的・専門的な関与や緊急の対応が必要と判断した場合には当事者への訪問、関係者からの情報収集を行い、個別の支援計画を策定し、サービスや制度につなぐとともに、当事者や関係機関から情報収集を行うものとする。

(エ) 権利擁護業務

(a) 成年後見制度の活用

高齢者に親族がいる場合には、親族に成年後見制度を説明し、親族からの申立てが行われるよう支援し、申立てを行える親族がない場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見制度が必要なときは、市長申立てにつなげるものとする。

また、広報等の取組を行い、愛知県弁護士会や司法書士会との連携を確保し、地域で成年後見人となるべき者及び推薦する団体等を、高齢者やその親族に対して紹介するものとする。

(b) 施設等への措置

老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、安城市社会福祉事務所に状況等を報告し、措置入所の実施を求めるとともに、措置入所後も、成年後見制度など必要なサービス等の利用を支援するものと

する。

(c) 虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、速やかに高齢者を訪問して状況を確認し、適切な対応をとるものとする。

(d) 困難事例への対応

困難事例を把握した場合には、他の職種及び関係機関と連携し、地域包括支援センター全体で対応を検討するものとする。

(e) 消費者被害の防止

消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターなどと情報交換を行うとともに、地区社会福祉協議会、町内福祉委員会、民生委員、介護支援専門員及び訪問介護員等に情報提供を行うものとする。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ア 基本的な事項

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的ケアマネジメントを実現するための後方支援を行うものである。本業務は、市、生活支援コーディネーターをはじめ、地域の関係機関等との連携にも留意するものとする。

イ 業務内容

(ア) 日常的個別指導・相談業務

地域のケアマネジャーに対する相談窓口を設置し、ケアプランの作成技術を指導し、サービス担当者会議の開催を支援するなど、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行うものとし、事例検討会や研修、制度や施策等に関する情報提供を実施するものとする。

(イ) 支援困難事例等への指導・助言業務

ケアマネジャーが抱える支援困難事例は、他の職種や地域の関係者などとの連携の下で支援方針を検討し、指導・助言を行うものとする。

(ウ) 包括的・継続的なケア体制の構築業務

地域のケアマネジャーと関係機関との連携を支援し、地域のケアマネジャーが、介護保険サービス以外の地域の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備するものとする。

(エ) ケアマネジャーのネットワークの形成業務

ケアマネジャー相互の情報交換等を行う場を設定するものとする。

(オ) その他

センターで行う予防給付及び介護予防事業とケアマネジャーが行う介護給付のケアマネジメント相互の連携を図り、社会福祉士や保健師との連携が円滑に行われるよう業務実施体制に配慮するものとする。

(4) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

ア 基本的な事項

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健、福祉、医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス

などの様々な社会的資源が有機的に連携することができるよう環境整備を行うこととする

イ 業務内容

- (ア) 個別ケースの課題を検討、解決する地域ケア個別会議の開催
- (イ) 担当圏域における地域ケア地区会議の開催、情報交換会等の開催
- (ウ) 安城市が実施する地域ケア推進会議、保健福祉部会への参加
- (エ) 医療・介護・予防・住まい・生活支援の関係機関等との連携
- (オ) 地域とのネットワークの構築
- (カ) 生活支援コーディネーターとの連携
- (キ) その他地域包括ケアネットワーク構築に必要な活動

(5) その他事業

- ア 認知症疾患医療センターとの協力連携等認知症対策に関する活動
- イ 介護予防、地域包括支援センターに関する啓発活動
- ウ 安城市及びセンター同士の連携に関する業務
- エ 例月の報告に関する業務
- オ 安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会での報告、説明等の業務
- カ 適正な記録管理に関する業務
- キ 年間事業計画、年間活動報告に関する業務
- ク 一次予防事業対象者実態把握に関する業務
- ケ 介護サービス計画未届者に対する調査業務
- コ 住宅改修の相談による理由書作成及び福祉用具の相談業務
- サ 給食サービス及び住宅改修に関する事後検証業務
- シ その他必要に応じて市から依頼のある各種調査等

9 事業報告

- (1) 委託開始当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 年度業務終了後、15日以内に「事業報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- (3) 毎月の業務終了後に下記項目の「事業報告書(月次)」を翌月15日までに市に報告すること。安城市は、報告書の受理後10日以内にその内容を審査するものとする。

- ア 包括的支援業務
- イ 多職種協働による地域包括ネットワークの構築
- ウ 指定介護支援業務
- エ その他の業務

10 委託料の請求・支払

受注者は、地域包括支援センター業務委託契約書に従い、包括的支援事業の実施にかかる委託料の請求書を発注者に提出すること。発注者は、請求書の受理後30日以内に委託料を支払うこととする。

1.1 法令等の遵守

受注者は、センターを運営するにあたり、法ほか関係法規を遵守すること。

1.2 秘密の保持

受注者は、個人情報の保護に万全を期し、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、その職を退いた場合にも、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

1.3 公平・中立性

受注者は、センターを運営するにあたり、正当な理由なく特定の事業者、団体、個人を有利に扱うことがないように十分配慮すること。

1.4 経理区分

センターの事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区分すること。

1.5 協議事項

地域包括支援センター業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項または疑義が生じた事項に関しては、必要に応じて、両者が協議して書面にて定める。

別添2

個人情報の取扱いに関する特約条項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（再委託の時の特約条項遵守）

第3条 受注者は、発注者の承認を得て、他に委託業務の一部を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

（目的外収集・利用の禁止）

第4条 受注者は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行わなければならない。

（第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、発注者の承認なしに第三者に提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

（作業場所等の特定及び持ち出しの禁止）

第7条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、発注者の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

（適正管理）

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

（資料等の返還等）

第9条 受注者がこの契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

（第三者等からの回収）

第10条 受注者が、個人情報が記録された資料等について、発注者の承認を得て再委託による提供をした場合又は発注者の承認を得て第三者に提供した場合、受注者は、発注者の指示により、

当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第11条 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この場合、発注者は、受注者に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

2 発注者は、委託業務に関し前項の事故が発生した場合は、必要に応じて、当該事故に関する情報を公表することができる。

第12条 発注者は、この特約条項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときは、受注者又は再委託の事業者に対し、報告を求め、又は実地に調査することができる。

別添3

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(機密の保持等)

第2条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の承認を得ずに委託業務の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 受注者は本契約に係る業務の遂行にあたって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(再委託の時の特約条項遵守)

第3条 受注者は、発注者の承認を得て、他に委託業務の一部を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

(ネットワーク、情報システム等の使用)

第4条 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって、発注者の管理するネットワークに受注者の情報機器を接続し、又は発注者の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ発注者の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、発注者の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 受注者は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 発注者は、受注者が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、受注者の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、発注者はその責任を負わない。

(資料等の返還等)

第5条 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第6条 受注者が、発注者から提供を受けた資料、データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等について、発注者の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(違反時の報告等)

第7条 受注者は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第8条 発注者は、この特約条項の遵守状況の確認のため必要があると認める時は、受注者又は再委託先の事業者に対し、報告を求め、又は実施に調査することができる。

(情報セキュリティの確保)

第9条 発注者は、本契約に係る受注者の業務遂行に当たって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

西尾市地域包括支援センター運営事業委託契約書(案)

委託者 西尾市を甲とし、受託者 _____ を乙として、次のとおり委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、介護保険法第115条の46第1項に基づく西尾市地域包括支援センター運営事業(以下「事業」という。)の業務を乙に委託し、乙はこれを受諾する。

(実施方法)

第2条 乙は、介護保険法、西尾市地域包括支援センター運営事業実施要綱(以下「要綱」という。)及び地域包括支援センター運営方針の定めるところに従い、最も適切な方法により事業を行わなければならない。

(委託期間)

第3条 事業の委託期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

(職員の報告)

第4条 乙は、事業を受託したときは、速やかに西尾市地域包括支援センター運営事業従事者届を甲に提出しなければならない。

2 乙は、委託期間中に職員の異動が発生した場合は、改めて西尾市地域包括支援センター運営事業従事者届を甲に提出しなければならない。

(実績及び経理等の報告)

第5条 乙は、委託期間が終了したときは、速やかに事業実績報告書及び収支決算書を甲に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は収支に関する帳票その他事業に係る記録を整理し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、甲が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

(委託料)

第6条 甲は、乙に対し、事業の委託料として年額 _____ 円を支払うものとし、年3回前払いとする。

なお、別紙「西尾市地域包括支援センター運営事業委託料算定基

準」により精算を行うものとし、余剰金があるときは、乙は甲に対してこれを返還するものとする。

- 2 乙は、毎月10日までに実態把握票の写し1部、介護予防プランの写し1部を甲へ提出するものとする。
- 3 甲は、乙から請求書が提出されたときは、受理後30日以内に、これを支払う。
- 4 要綱及び契約に違反したときは、委託料を支払わないことができる。
- 5 委託料の額について変更を必要とする事由が生じた場合、甲と乙が協議の上、これを変更することができる。
- 6 乙は、甲から支払われた委託料を、この事業以外の目的に使用してはならない。

(契約保証金)

第7条 西尾市契約規則第31条第1項第3号の規定により免除とする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、この契約によって生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡してはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、この契約による事業の実施にあたり、個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに関する特記仕様書を遵守しなければならない。

(暴力団排除に係る措置)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 法人等(法人その他団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に

規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第11条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、甲への報告及び警察へ被害届を提出しなければならない。

2 甲は、乙が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は競争入札への参加停止措置、又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(損害賠償)

第12条 乙は、業務の実施に関し、甲又は参加者等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約の条項に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の場合において、乙に損害を生じることがあっても、甲は、その損害を賠償しないものとする。

(協議事項)

第14条 この契約に定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し甲、乙それぞれ1通を保管する。

平成28年4月1日

西尾市寄住町下田22番地

甲 西尾市

西尾市長 榊原 康正

乙

平成28年度西尾市地域包括支援センター運営事業内容

業 務 名	業 務 の 概 要
総合相談支援業務	<p>総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。</p> <p>事業内容</p> <p>(ア) 地域におけるネットワークの構築 地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。</p> <p>(イ) 実態把握 (ア)で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域から孤立している要介護（支援）者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯等、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援につなげることができるように留意するものとする。</p> <p>(ウ) 総合相談支援 ① 初期段階の相談対応 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。 適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができるかと判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。</p> <p>② 継続的・専門的な相談支援 ①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。 支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。</p> <p>(エ) 記録の整備 各種サービス等を円滑に適用するため、高齢者及びその家族等に関する情報、支援計画・サービス計画の内容及び実施状況、サービスの利用意向、今後の課題等を記載した台帳を整備する。</p>
権利擁護業務	<p>権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある</p>

生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

事業内容

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護を目的とするサービスや制度を活用する等、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

(ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、西尾市成年後見センターと連携を取り、成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等を行う。申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市に当該高齢者の状況等を報告し、市長申立てにつなげる。

(イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断した場合は、市に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施を求める。

(ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる(業務の詳細については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成18年4月厚生労働省老健局)、「西尾市高齢者虐待対応マニュアル(擁護者編)」を参照)。

(エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応を検討し、必要な支援を行う。

(オ) 消費者被害の防止

訪問販売によるリフォーム業者等による消費者被害を未然に防止するため、西尾市消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。

留意事項

事業内容(ア)の成年後見制度の円滑な利用に向けて、市や西尾市成年後見センター、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等の取組を行う。

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係

	<p>機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントを実施するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。</p> <p>事業内容</p> <p>(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築 在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動等介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。</p> <p>(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定する等介護支援専門員のネットワークを構築し、その活用を図る。</p> <p>(ウ) 日常的個別指導・相談 地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する個別の相談窓口の設置、居宅（介護予防）・施設サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談への対応を行う。 また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。</p> <p>(エ) 支援困難事例等への指導・助言 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。</p> <p>留意事項 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域包括支援センターにおいて実施する介護予防支援、介護給付のケアマネジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮する。</p>
<p>介護予防ケアマネジメント事業</p>	<p>市が行う二次予防事業対象者把握事業などにより二次予防事業対象者となり、二次予防事業に参加を希望する者に対してケアマネジメントを実施する。また、ケアプランの期間中は、利用者の状況把握に努めなければならない。</p>
<p>留意事項</p>	<p>(1) 地域包括支援ネットワークの構築について 上記に掲げる事業を効果的に実施するためには、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の様々な社会的資源が有機的に連携することができ環境整備を行うことが重要である。</p>

このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による「地域包括支援ネットワーク」を構築することが必要であり、地域包括支援センターは、これらの関係者との連携に努めていくことが求められている。そのための手段の一つとして、生活支援体制整備事業において、地域の多様な関係者の参画による協議体を設置することとされており、地域包括支援センターにおいてもこの協議体に積極的に参加していくことを通じて、地域包括支援センターが構築すべき地域包括支援ネットワークの充実につなげる。

(2) 地域ケア会議の実施について

個別ケースを検討する地域ケア会議(地域ケア個別会議)は、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

また、市は、個別ケースの検討により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、市が取り組む地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進にもつながることから、市と地域包括支援センターが緊密に連携し、かつ役割分担を行いながら、取組を推進していく。

平成28年度西尾市地域包括支援センター運営事業委託料算定基準

1 基準委託料

西尾市地域包括支援センター運営事業基準委託料は、次の基準により算定した額とする。

$$\begin{aligned} \text{基準委託料} &= \text{人件費相当分} + \text{経常経費相当分} \\ &= (4,300 \text{ 千円/人} \times \text{基準従事者数}) + 2,000 \text{ 千円} \end{aligned}$$

※基準従事者数は、当該センターの担当する地区内の年度当初高齢者人口が

3,000人を超え4,000人以下の場合は、3人

4,000人を超え7,000人以下の場合は、4人

7,000人を超える場合は、5人とする。

2 運営事業実施状況による精算

西尾市地域包括支援センターの実施状況に応じて、上記1で算定した基準委託料を次のとおり精算する。

(1) 指定介護予防支援事業の実施件数による精算

包括的支援事業に従事する職員（基準従事者数を上回る職員を含み、指定介護予防支援事業に専従する職員を除く。）が作成する指定介護予防支援の件数が1人当たり年間240件を超えた件数に応じて、次により基準委託料から減ずる。ただし、この基準を超えなかった場合であっても、増額の精算は行わない。

$$\begin{aligned} \text{基準委託料から減ずる額} &= 4,480 \text{ 円/件} \times \text{基準を超えた指定介護予防支援件数} \\ &= 4,480 \text{ 円/件} \times (\text{指定介護予防支援総件数} - 240 \text{ 件/人} \times \text{包括的支援事業に従事する職員数}) \end{aligned}$$

(2) 指定介護予防支援事業に専従する職員に要した経費による精算

指定介護予防支援事業に専従する職員を雇用することによって生じた人件費及び経常経費は、上記(1)で基準委託料から減ずるとした額から控除することができる。ただし、控除額の上限は、基準委託料から減ずるとした額とする。

(3) 事業に要した人件費による精算

包括的支援事業に従事する職員（基準従事者数を上回る職員を含み、指定介護予防支援事業に専従する職員を除く。）に支払った人件費の総額が、従事者基準単価4,300千円と指定介護予防支援事業給付費収入相当額1,000千円を合わせた5,300千円に基準従事者数を乗じた額に満たなかった場合は、満たなかった額を基準委託料から減ずる。ただし、人件費の総額がこの額を超えた場合であっても、増額の精算は行わない。

基準委託料から減ずる額

$$= 5,300 \text{ 千円/人} \times \text{基準従事者数} - \text{包括的支援事業全般に従事する職員に支払った人件費の総額}$$

(4) 事業に要した経常経費による精算

地域包括支援センター運営事業に要した経常経費の額が2,000千円に満たな

かった場合は、満たなかった額を基準委託料から減ずる。ただし、事業に要した経常経費の額がこの額を超えた場合であっても、増額の精算は行わない。

(5) 特殊要因による個別協議

西尾市地域包括支援センター運営事業受託者は、特殊な事情があり委託料の精算を行うことにより受託者の財政運営に支障を及ぼす場合は、西尾市長に個別協議を求めることができるものとする。

3 精算による委託料の返還

精算により算出した委託料が既に受領した西尾市地域包括支援センター運営事業基準委託料に満たなかった場合は、その満たなかった額を西尾市長が指定する期日まで返還しなければならない。

契 約 書

- 1 委託業務名 地域包括支援センター運営事業委託業務
- 2 路線等の名称
- 3 委託場所
- 4 委託内容 別添契約条項のとおり
- 5 契約期間 着手 平成28年4月 1日
完了 平成29年3月31日
- 6 契約金額 金 円
- 7 契約保証金 知立市契約規則第33条第3号につき免除

上記の業務について、委託者知立市と受託者社会福祉法人知立市社会福祉協議会とは、別添条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約を証するため契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成28年 4月 1日

委託者 住 所 知立市広見三丁目1番地
知立市
代表者 知立市長

受託者 住 所
氏 名

契 約 条 項

(総則)

第 1 条 甲は、乙に対し、地域包括支援センター運営業務を委託し、乙は、これを受託する。

(委託業務)

第 2 条 乙は、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 4 6 第 1 項に規定する地域包括支援センター（以下「支援センター」という。）を設置し、法及び「知立市地域包括支援センター運営事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に定める業務を「地域包括支援センター運営マニュアル」（平成 2 7 年 6 月一般財団法人長寿社会開発センター発行）及び「知立市地域包括支援センター運営方針」に基づき行うものとする。

(委託料の支払)

第 3 条 委託料の支払月及び支払額は、次に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----|-------|---|
| (1) | 4 月 | 円 |
| (2) | 7 月 | 円 |
| (3) | 1 0 月 | 円 |
| (4) | 1 月 | 円 |

2 乙は、毎支払月の 1 0 日までに甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の期日までに請求があったときは、請求月の末日までに支払うものとする。

(委託料の変更)

第 4 条 甲は、支援センターの収支状況の悪化等により、運営に支障が生じる恐れがあると認められるとき、又は支援センターの運営に関し、余剰金が生じると認められるときは、前条の委託料を変更することができる。

(委託料の支払いの停止又は中止)

第 5 条 甲は、乙が支援センターの運営業務を適切に遂行しなかったときは、委託料の全部又は一部の支払いを停止し、又は中止することができる。

2 甲は、前項の規定により委託料の支払いを停止し、又は中止するときは、乙に対し、その理由及び改善すべき事項を付して書面により通知しなければならない。

3 乙は、前項による通知を受けた場合は、速やかに改善を行い、その旨を書面により甲

に申し出るものとする。

4 前項の申し出を受けた甲は、その改善事項を検査し、適切な運営がなされていることを確認した後、委託料を支払うこととする。

5 第 1 項の規定による委託料の支払いの停止又は中止を受けたことにより、乙に損害が発生しても、甲はその損害を賠償する責めを負わない。

(実績報告等)

第 6 条 乙は、毎月の支援センターの活動状況等を翌月の 10 日までに甲に報告するものとする。

2 乙は、契約期間の満了後、甲が指定する日までに、収支決算書等を甲に提出しなければならない。

(帳簿の整備)

第 7 条 乙は、支援センターの運営に係る経費について帳簿を整備し、甲の請求に応じて経費の執行状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第 8 条 乙及び支援センターの職員は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(遵守事項)

第 9 条 乙は、支援センターの運営にあたっては、法及びその他の関係法令並びに要綱を遵守しなければならない。

(その他)

第 10 条 この仕様書に定めるもののほか、必要な事項は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

衣浦六市高齢者福祉会議 担当市表

年度	課長・係長会議	担当係長・担当者会議
21年度	碧南市	知立市
22年度	刈谷市	
23年度	安城市	高浜市
24年度	知立市	西尾市
25年度	高浜市	碧南市
26年度	西尾市	刈谷市
27年度	碧南市	安城市
28年度	刈谷市	知立市
29年度	安城市	高浜市
30年度	知立市	西尾市
31年度	高浜市	碧南市